

令和8(2026)年 第5回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】

令和8年(2026年)7月6日(月) 10時00分～12時00分

【開催場所】

伊丹市役所 議会棟4階 議員総会室

【出席委員】

中里会長、岩本副会長、白井委員、高嶺委員、松浦委員、中川委員、石崎委員、山中委員、吉岡委員、石川委員、福満委員(11名出席)(欠席委員:西尾委員、和田谷委員、田島委員)(順不同)

【事務局】

須磨市民自治部長、中井共生推進室長、仲宗根男女共同参画課長、男女共同参画課員

【議事録確認委員】

吉岡委員、石川委員

【傍聴者】

0名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 計画案(素案)についての検討
 - (2) 計画案の各項目(取り組み、数値目標等)確認
- 3 閉会

【会議内容】（要旨）

（１）（１） 計画案（素案）についての検討

（２） 計画案の各項目（取り組み、数値目標等）確認

（事務局より、資料１について、説明）

会長 ：全体の構成、それぞれの資料の位置付けについて説明いただいた。ご質問やご意見等いただきたい。

委員 ：新しく広報・シティプロモーション戦略課が担当課に入っているが、どのような課か。

事務局：市広報紙の作成や、市全体のホームページの管理、内外的な伊丹市のPRを行う課になる。

会長 ：全体の構成について再確認する。資料２では、具体的施策の次のレベルとして、予想される事業が記載されているが、この予想される事業については、本審議会用の資料ということで、計画本文には具体的に書かれるわけではないという認識でよいのか。

事務局：その通り。資料１「第２部 施策の展開」が本文案となっており、資料２の、基本目標から具体的施策までが本文に示されている。具体的施策のみでは、イメージが付きにくいと考え、審議会用の説明資料として、予想される事業と担当課を資料２に記載している。予想される事業については、現在実施中の事業を基に記載している。

会長 ：資料１では所管部局、資料２では担当課が記載されているが、担当課というのは、所管部局の中にある課ということか。

事務局：その通り。資料１の２ページでみると、「男女共同参画についての広報や情報発信を行います」というところで、所管部局が市民自治部と総合政策部となっている。市民自治部の中に男女共同参画課が、総合政策部の中に広報・シティプロモーション戦略課がある。計画本文案では、部単位で記載しており、資料２では、部の下の担当課を記載している。

委員 ：資料１で、基本目標１の基本施策１「男女共同参画に関する意識づくりの推進」の中で、文章の中に市民意識調査の結果が示されている。「育児・介護・家事と両立しながら妻が働くのは大変だと思うから」が

66.1%の調査結果を示している。この 66.1%の中には、まだ家事・育児は妻がするものという固定概念を持ち続けている人もいると思うが、中には両立することが理想だけど、現実的には上手くいかなくて、結局妻が働くのは大変だと思うという結論になっている人も含まれていると感じる。資料1の9ページ、3-2-2「仕事と子育て・介護の両立支援」のところで、具体的な施策を上げているが、加えて「就労するすべての人が子育て・介護との両立がしやすくなるよう事業所へ発進していきます」という文言や、発信していくという文言があっても良いと思う。

会長：今のご意見を踏まえると、本文も「固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることがうかがえます」とあるが、別の言い回しを考えてもよいと考える。意識の部分もあるので記載する必要もあるが、実態として両立が難しい状況もあるということも含めると、調査結果と本文との整合性を検討する方がいい。

事務局：市民意識調査では、「どちらかといえば男は仕事、女は家事・育児に賛成する、またはどちらかといえば賛成」と答えた方に対して、それはなぜかという問いかけをしている。実態として賛成している、自分の思いとしては反対だという方に対しても、2問続けての設問となっている。実際に両立したいけれど、実際には、性別役割分担は仕方がないという思いの方が含まれているかは、不明である。

企業への意識啓発では、3-1-1「職場における男女共同参画の促進」の、「職場における男女共同参画の意識づくりを推進します」という部分で、具体的施策「市民や事業者に向けて、関係法令等の趣旨を周知します」に入れている。

会長：資料1の8ページの3-1-1の本文に「職場における男女共同参画の意識づくりを推進します」とあるが、施策の方向性では「促進」とあるのに本文では「意識づくり」とあるので、意味が狭くなっている。委員のご指摘を踏まえると、意識づくりだけではなく、体制、実態、状況の変化というものも含めるため、構図を変えた方がいいかもしれない。

事務局：3-2-1「事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進」の具体的な施策に、「ワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む企業等の活動内容等を情報収集し、発信します」もある。委員ご指摘の企業への周知啓発はここに入ると考える。

委員：子育て世帯のお母さんにとっては、家事も大事だが、子育てとの両立

が悩むところで、両立という言葉にこだわってしまう。

会長：資料１の９ページ施策の方向性１「事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進」の本文に「誰もが仕事と生活を両立できる職場環境づくり」と記載されているため、両立という言葉についても明記されている。

資料１の２ページ固定的な性別役割分担意識の書き方について、１段落目では「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に「賛成する」人の区分を記載しているため、その意識を持っている人と言える。２段落目では、「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に「賛成する」理由を質問しているため、固定的な性別役割分担意識が残っているとまとめるのは少し無理がある。

委員：非常に難しいが、事業所の体制を根本的に見直す取り組みが必要だと考える。その施策が、情報の発信しかないため、もう一步踏み込んだ施策があれば良いと思う。

予想される事業については計画本文に入らないということだが、第３回審議会では具体的な事業や担当課が見えなかったという意見もあり、今回具体的に記載されているため、分かりやすくなっている。予想される事業については本文に入れることは、やはり難しいのか。

会長：計画の位置付けにもよる。近隣市でもシンプルにしていることが多い。しかし、何をするのかある程度具体的に定まっていないと実際に動くことができないこともある。事務局の考えは。

事務局：計画については、方向性を示すという位置づけであるため、具体的な事業については、記載しない予定である。市の事業については、単年度予算となっている。この予算は議会の承認を得て決定するため、計画に具体的に事業まで示すと、議会に諮るまえに決定していることになるので難しい。また、具体的な事業を現段階で決めるのではなく、方向性を示すことで、幅を持たせることができると考えている。

会長：具体的施策の段階で出来る事業が狭まっていると、後々新規事業をいれることができなくなるため、本当に網羅できているかという観点でチェックしていくのがよい。

その前提で考えると、事業所に対して「情報を収集し、発信します」だけでいいのか。ワーク・ライフ・バランスの関係についての所管部局はどこになるのか。

事務局：都市活力部の商工労働課になる。

会長：商工労働課は「発信」しかできないのか。例えば、研修や助成金の制度については、「発信」の表現を越えているが、研修等を含む表現は考えられるか。

事務局：商工労働課の予想される事業について、伊丹市労政情報やホームページ等の各種啓発とあるが、労政情報に助成金の情報等を記載している。研修の開催についても、労政情報やホームページで周知している。また、産業振興センターの所管でもあり、そこで講座を行っている。起業立地支援奨励金という助成金の制度もある。女性向けの講座としては、3-1-2「女性の雇用・就業・起業等のための支援」の中の「起業したい女性に向けた創業支援セミナー等を開催します」について、商工労働課で行っている。

会長：啓発という言葉の広い意味に含まれるかもしれないが、別の表現が入った方が良いと思う。3-1-2では、女性を対象とした講座になっているので、事業所全体に向けた講座にはなっていない。

委員：事業所に対して情報の案内だけではなく、積極的な働きかけがあるとよい。

事務局：検討する。

委員：資料3の数値目標案について、基本目標2「様々な活動・分野での男女共同参画の推進」の「防災会議の委員に占める女性の割合」について、現状値が13%であり、現行計画の目標値20%を達していない中、新計画の目標案で30%を設定しているのは、目標値として高いハードルになっていると感じる。以前の審議会では、防災士の講座を伊丹市で開催することについて提案したが、補助金についても増額しても良いと思う。伊丹市では、現在防災士の資格取得について、申請すれば補助金が2万円出ているが、女性が対象となった場合に、例えば4万円にするなど、不満も出てくると思うが、思い切った取り組みも必要と考える。女性が防災の講座や研修に参加して、危機感というか自分事として考えた時に、補助金があるなら防災士の資格を取得してみようと思う人も増える。防災会議の委員だけでなく、市民の女性の意識を高めることができれば、万が一の災害が起きた時の避難所の設営や運営に女性の意見がより反映されるようになると思う。

会長：2-3-1「防災に関する意識決定過程への女性の参画の拡大」の記
危機管理施策推進事業に当たるので、担当課の危機管理室に意見が伝
わるように。

副会長：DVの計画について、基本目標4に示されているが、現行計画の伊丹
市DV防止・配偶者支援計画と比較すると、子どもに対するDVの教育
が無くなっている。1-2-1「男女共同参画に関する子どもへの教育
の充実」とあるが、DVに特化した子どもへの教育が無くなっている。
また、「同伴児童等への支援」についても抜けている印象を受ける。基
本目標4では、DV被害の大人への被害者への支援については、記載さ
れているが、DVによって子どもも傷ついている。その面を大事にして
現行計画は作れたため、「同伴児童等への支援」がどこに含まれるのか
明記してほしい。

次に、DV経験を経て、生活を再建することは本当に大変である。資
料1の12ページ、施策の方向性4「生活の安定や心身の回復に向けた
支援」に生活再建について記載されているが、具体的施策をみると「経
済的に困窮することが予見される場合は、」とある。この書き方だと、
経済的に困窮するかどうかで、支援を受けられるのかが決まるように
思ってしまう。その後が続く、自立支援や生活保護等についても何を示
しているのかが非常に分かりにくい。DV被害によって生活再建に必
要な、自立に必要な支援を関係機関の連携のもと、迅速に行います、の
方が分かりやすい。今のままだと、「経済的に困窮される場合」という
限られた状況になっている。

次に、現行の伊丹市DV防止・被害者支援計画では、「DV防止に関
する調査研究の推進」についても計画に記載していた。これは、令和8
年4月に共同親権についての動向やDV加害者更生プログラムについ
ての国の動向、男性のDV被害者への支援などについて、最新の状況を
確認しながら、伊丹市においてもどこまでできるかを常に検討してほ
しいという思いがあったが、新計画案では入っていない。

事務局：DVに関する教育については、1-2-1「男女共同参画に関する子
どもへの教育の充実」に含めており、具体的施策の中の「子ども達が、
性暴力の加害者にも被害者にもならないよう支援するとともに、SNS等
の危険性について、重点的に周知します」に該当すると考えている。現
在はSNSを使った被害が多いというご意見から、力を入れていく点と
考えている。

副会長：DVは性暴力だけではない。性暴力、SNSも本当に危険だが、ここに
DVに関する内容全ての教育を含めると理解するのは無理があるため、

文言を検討してほしい。

事務局：現在、学校でもデートDV講座をしており、4－2－1「性暴力、デートDVなどの防止」に含めている。DVの子どもへの教育について検討する。

次に、調査研究については、被害者支援をしていく中で、最新の情報を収集することは、当たり前で必須であると認識しているため、あえて計画の記載していない。

副会長：その場合、「最新の情報を収集したうえで、支援します」というような表現を本文に書くようにしてほしい。

事務局：具体的施策「DV被害によって、経済的に困窮することが予見される場合は、自立支援や生活保護等の支援を迅速に行います」については、所管部局が健康福祉部であり、例えば生活保護を受ける、自立支援を受けるという経済的なケアの面を記載している。心身のケアの面では、市民自治部の具体的施策「DV被害に遭われた方等に対し、心のケアを行うとともに、必要に応じて、専門の医療機関や自助グループの紹介を行います」に記載しているが、文言について検討する。

委員：DV被害者の2週間の一時保護は、その間誰とも連絡が取れない、子ども達も学校に行けないこともあり、すごいストレスが溜まる。加害者に叩かれてもいいから、家に帰った方が良いと考える人もおり、加害者更生プログラムを受けて、変わってくれるのならやり直したい人もいる。実際はなかなか変わらないと思うが、最新の情報を収集して、プログラムがどこまで進んでいるのか、加害者がどこまで回復するのか等を情報を収集してほしい。

母子生活支援施設で、子どもへのケアをやっていくことは出来ないのか。

事務局：DV被害者支援ネットワーク会議で最新情報について情報共有を行っており、ケアについても対応できている。一時保護施設については、実際に入りたくないという声も聞いており、その場合は民間やNPOの施設を案内している。最近はペットを連れてきている方もいるため、随時情報収集を行い、相談支援員と情報共有しながら、支援している。

副会長：デートDVについて、資料1の13ページの4－2－1「性暴力、デートDVなどの防止」に該当するということだが、所管部局に教育の部局が入っていない。ここに教育の部局が記載されていると、教育も行う

ことが分かりやすくなる。

事務局：デートDVは学校と一緒にっており、教育を入れることは可能。

委員：デートDVの講演は中学校に必要であると考えていた。市内のすべての高校には、講演したが、今年度ようやく中学校への講演を行うことができる。

委員：3-1「あらゆる分野における女性活躍の推進」について、令和8年10月に同一労働同一賃金ガイドラインが改正され、例えば家族手当の有無や退職の有無等について見直しをしていく流れがある中、新計画案ではその文言がない。女性の経済的な自立を図る時に、処遇を上げていくことが非常に大事と考える。会社にとっても、労働人口の減少が見込まれている中、労働力の確保が重要であり、同一労働同一賃金への対応が必要である。パートで働いている人も社員登用できるような道を作っていくこと、これを経営者に認知してもらう必要がある。自立したいであるとか、高い目標を持って仕事をしている人が、力を発揮できる環境を作ることが求められている。「同一労働同一賃金」の文言を計画に入れるかは別として、市と経営者団体の中で議論や協議ができる場を作るのが良いと考える。

事務局：同一労働同一賃金を含む情報については、男女共同参画ネットワークで、会議を年に数回設け、情報発信や啓発を行っていけると考える。

非正規、正規雇用については、家庭の背景や社会構造による部分もあり、本人が望んでいても、なかなかうまくいかない部分がある。国の方策によって整備が整っていく中で、市では、繋がりのある企業に対して、まずは啓発することから、続けていくことが大事と考えている。

会長：資料3の数値目標案について、『全体として「男女の地位」が「平等である」と考える人の割合』の目標値が20%と設定されている。「平等である」と考える人の割合がどのような指標なのか。上がる方が良いのか。不平等に関する認識が高まることで、指標が下がる可能性もあるため、難しい指標になっていると考える。国や県については、数値目標を設定しているか。

事務局：国や県については、設定していない。現行計画で設定していた目標値となっており、現状値が14.8%と、目標値20%を達成していないことから、引き続き目標値として設定している。

委員：前回の審議会でもお伝えしたが、ジェンダー平等という言葉を入れてほしい。国や県が使用していないので、難しいことは理解しているが、男女に限らない問題のため、ジェンダー平等に変更できる場所があれば、変更してほしい。

事務局：現行計画でも、男女共同参画とジェンダー平等の両方が使用されており、ジェンダーに含まれる意味や国でも使用され始めていることも認識している。どの部分で使用するかについては検討させてほしい。

会長：例えば、第1部の基本的な考え方の中で使用することも可能なので、検討してほしい。

資料4のDV計画の振り返りについて、現状の説明の中で、全国のセンターと兵庫県のセンターの相談件数が増加しているとある。平成元年度から令和4年度にかけてとあるが、単純に増加している訳ではない。誤りにならないように修正・訂正したほうがよい。

委員：困難な問題を抱える女性が増えており、ひとり親家庭の支援に重きを置くと同時に、困難とまでは言えない単身世帯も増えている。今は問題が無いが、体調を崩した場合に、仕事を続けられない、頼れる人もいないという方もいる。資料1の14ページ基本施策3「困難な問題を抱える女性への支援」の本文に「切れ目のない包括的な支援体制の強化を求められています」と書いている中で、所管部局が市民自治部だけになっている。

2-1-2について、「地域や企業団体への啓発」の中で「自治会等の地域団体において、意志決定の場に、女性が積極的に参画できるように支援します」とあり、大事なことと思うが、資料3の数値目標では、「自治会長に占める女性の割合」となっている。自治会役員ではなく、自治会長となると大変と思う。

事務局：困難な問題を抱える女性への支援では、福祉や住宅など、別の所管部局も関係しているため、所管部局を検討する。

自治会長に占める女性の割合については、担当課で、「自治会役員に占める女性の割合」は確認を取りにくいという話があり、「自治会長に占める女性の割合」で管理している。女性にリーダーになっていただくという視点もある。

副会長：資料1の14ページ施策の方向性1「困難女性を抱える女性への支援」の本文について、「包括的な支援を推進します。」の部分については具体的施策があるが、「早期把握と適切な相談・支援につなげる体制の整備

を図ります。」の部分の具体的施策がない。福祉や住宅の会議についてが早期発見も含めた体制整備に該当すると思うので、具体的施策についても検討していただきたい。

委員：1－2－1や1－2－2について、教育現場での男女共同参画の意識づくりの点で、指導者が子どもたちへ適切な指導ができるようにすることは盛り込まれているが、予想される事業についてみると、幼児教育のことしか書いていないように思われる。小学校、中学校の教職員への指導が抜け落ちていないか。

加えて、中学校の部活動の外部以降が始まる。教職員ではなく、外部の大人が指導者になる。スポーツの指導者では、自己流や自分の経験したことで指導にあたる人もいるため、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを心配している。どこが担当課になるのか。

資料3数値目標の「市男性職員の育児休業取得率」の目標値が1ヶ月以上を100%となっている。現状では、80.9%、1ヶ月以上に限定すると48.9%であり、それを100%にするというのは現実的な数字なのか。

事務局：指導者への教育については、1－2－2「教職員が、男女共同参画の視点に立った進路指導や職業選択のアドバイス等ができるよう、支援します」の予想される事業として、学校教育課のキャリア教育推進事業、トライやるウィーク推進事業の中で、研修等を通じて男女共同参画の理解促進を図るとしている。幼児教育課は、保育と幼稚園を所管しているため、「教職員・保育士が」と記載している。小学校、中学校の教職員については、具体的施策の1つ目が該当している。

会長：具体的施策の1つ目も、生徒への指導のようにみえる。生徒に向けた教育と教育現場そのものに向けた研修としたほうが分かりやすい。

事務局：生徒に向けた教育については1－2－1「男女共同参画に関する子どもへの教育の充実」で、教育現場については1－2－2「教職員が、男女共同参画の視点に立った進路指導や職業選択のアドバイス等ができるよう、支援します」で分けているが、別の表現について検討する。

事務局：市男性職員の育児休業取得率については、伊丹市特定事業主行動計画という計画の数字を参照している。

会長：国は2週間以上を85%と設定しており、伊丹市ではより高い目標を設定することになる。確かに高いハードルのように感じるが、近隣市で

は、すでに1か月以上90%弱を達成しているため、目標値として厳しいものの、不可能ではない時代になっている。

事務局：部活動の外部移行の担当は、地域クラブ活動推進課となる。

会長：学校教育課と別の担当課になるのであれば、計画に盛り込まれていない可能性もある。どこかに入れた方がよい。ちょうどこの計画のタイミングで変わるところなので。

委員：部活動の外部移行については、PTAからも不安の声が上がっている。具体的に指導者に対してアプローチはしているものの、差が大きい。指導者認定とまではいかないかもしれないが、地域クラブを登録するときに保護者は不安を抱えている。

委員：障がいのある子どもがいる当事者として、働き続けることへの同様の悩みを持つお母さんもあると思う。子どものライフステージ毎に壁があり、苦勞することも多い。新計画では包括的な内容になっているので、どこかに該当していると思うが、「障害」という文言がどこかに明記してあれば安心できる。

会長：このような状況が女性に偏るという問題はずっとある問題だと思うので、明示されるとよいと考える。特に所管部局として、漏れないように検討してほしい。

委員：育児休業のところで、県が4週間以上、市が1ヶ月以上となっている。4週間というのは、産後パパ育児休暇を取ろうという意味だと思うが、1ヶ月以上では、産後パパ育児休暇よりも多く取ることになる。そこに何か意図があり、設定しているのか。産後パパ育児休暇のことであれば、県の表現に合わせた方がいい。

事務局：特定事業主行動計画の数字、書き方を引用している。表現は別途、検討する。

会長：民間の場合、雇用均等基本調査で育児休暇の取得期間を調査している。2週間以上1か月未満、3か月未満という、週単位ではなく月単位で区切っているため、公務員の調査についても雇用均等基本調査に合わせたのかと思う。産後パパ育児休暇の4週間という区切りは、2022年から出てきたので、それ以前から調査が続いている場合は、あまり意識していないように思う。

委員：現状では、産後パパ育児休暇を取る方がかなり増えている。それ以上となるとハードルが高いため、今後どのように延ばしていくかが課題となる。

会長：たくさんご意見をいただいたので、他に無ければ、これで閉会とする。

(閉会)

令和8年(2026)年 7月31日

確認委員 吉岡 浩輔

確認委員 石川 恵美子